

## 平成30年3月後期定例会 議事録

- |          |                            |               |
|----------|----------------------------|---------------|
| ・開催日時    | 平成30年3月26日(月曜日)            | 13時53分~15時42分 |
| ・開催場所    | 人事委員会室                     |               |
| ・出席者(委員) | 中野委員長 松尾委員 江口委員            |               |
|          | (事務局)山崎事務局長 岸川副事務局長 古沢人事主幹 |               |
|          | 藤田係長 江口係長 本田主査 森主事 筒井主事    |               |
|          | 光富主事                       |               |

### 議事事項

#### 1 平成30年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

#### 2 平成29年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について

##### (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正の理由

佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例に規定されている、勤勉手当の総額に係る6月及び12月の支給割合が改正されたことに伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

##### 2 改正の内容

平成30年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改める。(第12条関係)

	現行(H29.12)	改正案(H30.6)
再任用職員以外の職員	190/100以内	180/100以内
特定幹部職員	230/100以内	220/100以内
再任用職員	90/100以内	85/100以内
特定幹部職員	110/100以内	105/100以内

##### 3 施行期日

平成30年4月1日

## (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の内容

平成30年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行（H29.12）	改正案（H30.6）
再任用以外	特定幹部職員以外の職員	95 / 100	90 / 100
	特定幹部職員 （副部長級以上）	115 / 100	110 / 100
再任用	特定幹部職員以外の職員	45 / 100	42.5 / 100
	特定幹部職員 （副部長級以上）	55 / 100	52.5 / 100

#### 2 適用日

平成30年4月1日

### 3 単身赴任手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の内容

給与制度の総合的見直しにより、単身赴任手当の支給額について特例とする期間が設けられていたが、当該期間が平成30年3月31日で満了となるため、当該期間中の単身赴任手当の支給額に係る規定を削除する。

#### 2 適用日

平成30年4月1日

### 4 扶養手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の内容

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第41号）により、平成30年4月から配偶者がいない場合の手当額の特例が廃止されることに伴い、扶養親族届及び扶養手当認定簿の様式を改正する。

## 2 適用日

平成30年4月1日

## 5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正による引用条項ずれを改正する。（第6 第5項 第1号関係）

（2）介護保険法の改正により新たに創設された「介護医療院」を追加する。（第6 第5項 第6号関係）

#### 3 施行期日

平成30年4月1日（改正障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び改正介護保険法の施行日と同日）

## 6 昭和49年及び昭和50年高教組事案等に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

高教組2事案（昭和49.4.11等統一行動事案、昭和50.11.28等統一行動事案）について、審査請求人の所在調査を行い、平成29年3月5日までに死亡し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、審査を打ち切り、審査請求を棄却することを決定した。

### 【説明】

・昭49.4.11等統一行動事案 2名分

・昭50.11.28等統一行動事案 6名分

## 7 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条の2第1項の人事委員会が別に定める公署の変更について

佐賀県知事から、休憩時間を一斉に与えないことができる職員の公署の変更について依頼があり、その内容について事務局が説明し、依頼のとおり承認することを決定した。

## 8 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第20条第3項の規定に基づく承認について

佐賀県知事から、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第20条第3項の規定に基づく承認申請があり、その内容について事務局が説明し、申請のとおり承認することを決定した。

### 【説明】

1名（発令予定日 平成30年4月1日付）  
行政職給料表8級 行政職給料表9級

## 報告事項

### 1 平成29年度佐賀県職員採用試験の実施状況について

平成29年度佐賀県職員採用試験の実施状況について、事務局から報告した。

### 2 平成30年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考第一次選考実施要綱について

平成30年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考第一次選考実施要綱について、概要を事務局から報告した。

### 3 平成30年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について

平成30年1月後期委員会で承認された平成30年度佐賀県職員採用試験の実施計画のうち、身体障害者を対象とする採用選考の受験資格の一部を変更したことについて、事務局から報告した。

また、変更内容を佐賀県職員採用情報ホームページで公表することについて承認された。

## その他

### 1 行事予定について